

# 飛翔

人事委員会年報

令和4年度

佐賀県人事委員会

# 目 次

## 全 般 事 項

### I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	令和4年度予算	3

### II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	9
3	委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	10

## 業 務 の 執 行

### I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	11
2	勤務条件に関する措置要求	11
	(1) 措置要求の処理状況	11
	(2) 令和4年度の処理結果	11
3	不利益処分についての審査請求	11
	(1) 審査請求の処理状況	11
	(2) 令和4年度審査の結果	12
4	苦情相談の状況	12
	(1) 苦情相談の内容別件数	12
	(2) 苦情相談の処理区分	12
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	12
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	12
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	13

### II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	14
2	管理職員等の範囲一覧表	15
3	職員団体の登録	17
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	17

### III 任用事務

1	採用試験	18
	(1) 令和4年度採用試験の概要	18

(2) 令和4年度採用試験の実施状況	2 1
(3) 採用試験の過去の実施状況	2 2
(4) 受験者数の推移	2 4
2 採用選考	2 5
(1) 採用選考の状況	2 6
(2) 障害者を対象とする採用選考の状況	2 6
3 昇任選考	2 7
4 転任協議	2 7
5 公益的法人等への職員派遣	2 7
(1) 在職派遣の状況	2 7
(2) 退職派遣の状況	2 7
6 任期付職員採用	2 7
7 任用関係規則等の改正状況	2 8
IV 給与事務	
1 職員の給与等に関する報告（給与について）	2 9
(1) 職員の給与等	2 9
(2) 職員の給与と民間給与との比較	2 9
(3) 国家公務員との給与水準の比較	3 0
(4) 職員の給与の改定方針	3 0
(5) 給与制度における今後の課題について	3 1
(6) 給与勧告実施の要請	3 1
2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）	3 5
(1) 人材の確保・育成	3 5
(2) 勤務環境の整備	3 9
(3) 服務規律の確保	4 4
4 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正	4 5
(1) 規則の制定又は改正	4 5
(2) 運用通知の制定又は改正	4 8
5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	5 0
V 職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	5 1
(1) 事業場の区分	5 1
(2) 労働基準監督機関の職権行使	5 2
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 3
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	5 3
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	5 4
(1) 規則の制定又は改正等	5 4
(2) 告示の制定又は改正等	5 4
(3) 運用通知の制定又は改正等	5 5
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	5 5

(1) 規則の制定又は改正	5 5
(2) 運用通知の制定又は改正	5 5
(3) 再就職者による依頼等の届出	5 5
VI 公平委員会の受託事務関係	
1 受託団体	5 6
2 勤務条件に関する措置要求	5 6
3 不利益処分についての審査請求	5 6
4 苦情相談の状況	5 6
(1) 苦情相談の内容別件数	5 6
(2) 苦情相談の処理区分	5 6
5 職員団体事務	5 7
(1) 管理職員等の範囲	5 7
(2) 職員団体の登録	5 7



# 全般事項

## I 組織の概要

### 1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

### 2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

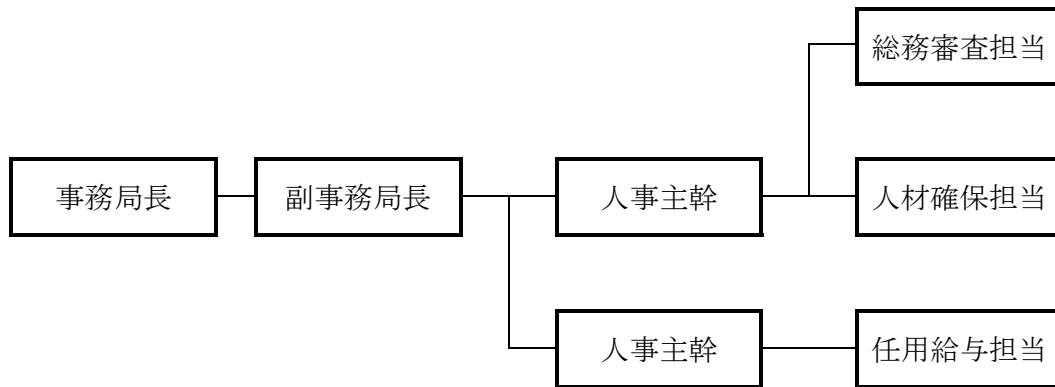
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

### 3 人事委員会委員

(令和5年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	伊藤 正	R3.8.22 ~R5.8.2	団体役員	R3.2.22 委員就任 R3.2.25 委員長就任
委員 (非常勤)	松尾 弘志	R1.8.3 ~R5.8.2	弁護士	H23.8.3 委員就任 H27.8.3 委員再任 R1.8.3 委員再任
委員 (非常勤)	内田 信子	R4.3.30 ~R8.3.29	学校法人 理事長	H30.3.30 委員就任 R4.3.30 委員再任

#### 4 事務局の組織



#### 5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験及び選考に関する事。
任用給与担当	1 職員の任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。

6 事務局の職員

(令和4年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		古 賀 千加子	R 4. 4. 1
副 事 務 局 長		松 藤 英 樹	R 4. 4. 1
人 事 主 幹		土 井 慎 一	R 3. 4. 1
人 事 主 幹		森 岡 彰 子	R 2. 4. 1
総務審査担当	係 長	宮 崎 華 容	R 4. 4. 1
	主 事	西 村 美成子	R 2. 4. 1
	主 事	江 口 佳 那	R 4. 4. 1
	主 事	萩 原 尚 輝	R 2. 4. 1
	会計年度任用職員	北 川 弘 美	R 4. 4. 1
人材確保担当	係 長	古 賀 健 二	R 2. 4. 1
	主 査	幸 田 美 咲	R 2. 4. 1
	主 事	田 中 成 尚	R 3. 4. 1
	主 事	森 裕美子	R 4. 4. 1
	主 査 (再)	川 崎 和 博	R 4. 4. 1
任用給与担当	任用給与担当係長事務取扱	土 井 慎 一	R 3. 4. 1
	主 査	吉 田 碧	H 31. 4. 1
	主 査	山 下 彰 啓	R 2. 4. 1
	主 事	森 永 啓 介	R 2. 4. 1

7 令和4年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	246	△17	229	雑 入 708 (財源充当)
	〃 (警務課財源充当分)			(673)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	517	△38	479	
	合 計	763	△55	708	
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,342 給 料 56,539 職員手当等 33,988 共 済 費 19,059 旅 費 12
	職員給与費	107,710	3	107,713	
	会計年度任用職員給与費(パート)	2,722	△102	2,620	
	任用関係事務費	1,079		1,079	
	人 件 費 小 計	118,039	△99	117,940	
	委員活動費	602	△561	41	報 償 費 528 旅 交 際 費 3,657 交 際 費 0 需 用 費 4,613 役 務 費 919 委 託 料 9,440 使 賃 料 4,017 負 担 金 4,008
	事務局一般運営費	2,388	△38	2,350	
	任用関係事務費	22,878		22,878	
	給与調査研究費	1,019	△100	919	
	公平審査費	373		373	
	労働基準監督等事務費	345		345	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	314	△38	276	
	会議開催費	66	△66	0	
	事 業 費 小 計	27,985	△803	27,182	
	合 計	146,024	△902	145,122	



## II 人事委員会

### 1 人事委員会の開催状況

令和4年度における人事委員会の会議は定例会20回、臨時会2回、計22回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議案等
R4.4.18 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について</li> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[民間企業等職務経験者]の実施要綱について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年職種別民間給与実態調査の実施について</li> <li>令和3年度苦情相談の状況について</li> <li>令和3年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について</li> <li>令和3年度佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部)の選択結果について</li> <li>職員の懲戒処分について</li> </ol>
R4.5.26 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員団体からの2022年民間給与実態調査等に関する申し入れについて</li> <li>公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</li> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について</li> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験[民間企業等職務経験者(UJIターン枠:技術系)]の申込状況について</li> <li>職員の懲戒処分について</li> <li>令和3年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について</li> </ol>
R4.6.14 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について             <ol style="list-style-type: none"> <li>乙第33号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案)</li> </ol> </li> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について</li> </ol>
R4.6.16 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[特別枠・スポーツ特別枠]の最終合格者の決定について</li> </ol>
R4.6.27 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>単身赴任手当の運用について(通知)規則第6条関係第5項第7号の規定に基づく承認について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年職種別民間給与実態調査の完了について</li> <li>令和4年度労働基準法等実態調査の実施について</li> </ol>

<p>R4.7.7 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 単身赴任手当の運用について(通知)規則第6条関係第5項第7号の規定に基づく承認について</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第2項の規定に基づく協議について(報告事項)</p> <p>1 令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の採用予定者数の変更について</p>
<p>R4.8.4 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告資料の概要について</p> <p>2 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について</p> <p>3 令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の採用予定者数の変更について</p>
<p>R4.8.18 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和4年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者(UJIターン枠)〕の最終合格者の決定について(農政)</p> <p>2 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施要綱について(報告事項)</p> <p>1 人事院の給与勧告等について</p> <p>2 令和4年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第2回)(第1次選考)の実施要綱について</p> <p>3 令和4年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の採用予定者数の変更について</p> <p>4 解雇予告除外認定について</p> <p>5 懲戒処分について</p>
<p>R4.9.6 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について</p> <p>I 乙第54号議案 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>II 乙第55号議案 佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(案)</p> <p>III 乙第56号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>IV 乙第57号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(案)</p> <p>V 乙第58号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>VI 乙第59号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>VII 乙第62号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(案)</p> <p>VIII 乙第63号議案 佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告について(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告資料の概要について</p> <p>2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見について</p> <p>3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について</p> <p>4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>5 令和4年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について</p> <p>6 令和4年度佐賀県職員採用試験〔短期大学卒業程度・高等学校卒業程度〕の申込状況について</p> <p>7 分限処分について</p>

R4.9.29 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県職員の育児休業等に関する規則等の一部改正について (報告事項) 1 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の申込状況について
R4.10.5 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の採用選考の実施について
R4.10.11 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
R4.10.27 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について I 乙第72号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案) II 乙第88号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案) III 乙第89号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案) (報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 2 職員団体との勧告当日会見について 3 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 4 令和4年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度、民間企業等職務経験者)の採用予定者数の変更について
R4.11.15 (定例会)	(議事事項) 1 令和4年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について
R4.11.28 (定例会)	(議事事項) 1 令和4年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について(通知)の一部改正について (3) 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について 2 令和4年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定について
R4.12.6 (定例会)	(議事事項) 1 一般任期付職員の採用承認について 2 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について 3 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)(追加募集)の実施要綱について 4 令和4年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について
R4.12.22 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 職の改廃に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則 (2) 級別職務区分表

<p>R5.1.26 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)(追加募集)における採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 令和5年度佐賀県職員採用試験の実施計画について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和4年地方公務員給与実態調査結果等の概要について</p>
<p>R5.2.9 (定例会)</p>	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[特別枠・スポーツ特別枠]の実施要綱について</p> <p>2 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の廃止について</p> <p>3 職の新設に伴う関係規則等の改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>(4) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>4 定年の引き上げ等に伴う関係規則等の制定及び改廃について</p> <p>(1) 職員の定年等に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則の制定について</p> <p>(3) 佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則の運用についての制定について</p> <p>(4) 令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正について</p> <p>(5) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部改正について</p> <p>(6) 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の廃止について</p> <p>(7) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正について</p> <p>(8) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(9) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>(10) 給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>(11) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(12) 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(13) 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(14) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(15) 住居手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(16) 通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(17) 単身赴任手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(18) 単身赴任手当の運用についての一部改正について</p> <p>(19) 「単身赴任手当の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について</p> <p>(20) 特地勤務手当等支給規則の一部改正について</p> <p>(21) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(22) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について</p>

	<p>(23) 「期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について</p> <p>(24) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(25) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について</p> <p>(26) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>(27) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>(28) 「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について</p> <p>(29) 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(30) 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>(31) 佐賀県職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>(32) 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部改正について</p> <p>(33) 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について</p>
R5.2.21 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和5年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について</p> <p>2 職員採用試験結果の本人への提供に係る方針について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和4年度労働基準法等事業所実態調査の結果について</p>
R5.3.16 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について</p> <p>(5) 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>(6) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>3 特定任期付職員の任期更新承認について</p> <p>4 現業職員から行政職員へ転任する者の号給等の決定について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>2 令和5年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)実施要綱について</p>

R5.3.24 (定例会)	(議事事項)
	1 地域手当に関する規則の一部改正について
	2 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について
	3 級別職務区分表の一部改正について
	4 個人情報保護制度の一元化に伴う関係規則等の制定及び改廃について
	(1) 佐賀県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について
	(2) 佐賀県人事委員会事務局処務規定の一部改正について
	(3) 佐賀県人事委員会告示(佐賀県情報公開条例第6条第1号エに規定する実施機関が別に定めるもの)について
	5 昭和50年、52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について
	6 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について (報告事項)
1 令和5年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について	
2 新年度に向けた採用試験の主な変更点について(追加)	

## 2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
R4.6.14	乙33	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議ありません。
R4.9.6	乙54	佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙55	佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	
	乙56	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	
	乙57	佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	
	乙58	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙59	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙62	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例	
R4.10.27	乙63	佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙72	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	
	乙88	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	
	乙89	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	

### 3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表（１）及び（２）とおりの規則、告示及び訓令等の制定及び改正等を行った。

#### （１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則等名	概要
22	R4.11.30	R4.11.30	佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	○条例改正に伴う引用条項の改正を行うこととした。
37	R5.3.31	R5.4.1	佐賀県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	○佐賀県人事委員会が保有する個人情報に係る事務については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の規定の例によることとした。

#### （２）告示及び訓令等の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則等名	概要
2	R5.3.31	R5.4.1	佐賀県情報公開条例第6条第1号エに規定する実施機関が別に定めるものについて制定	○佐賀県情報公開条例第6条第1号エに規定する実施機関が定めるものを定めることとした。

# 業務の執行

## I 公平審査事務

### 1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和4年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分限処分				懲戒処分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知事					1	1			2
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					1			1	2
警察本部長	1			1					
計	1			1	2	1		1	4

### 2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

#### (1) 措置要求の処理状況

区分	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度中 措置要求件数	令和4年度中 処理件数	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数
措置要求	0	0	0	0

#### (2) 令和4年度の処理結果

令和4年度中に、処理した事案はない。

### 3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

#### (1) 審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区分		令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度中 措置要求件数	令和4年度中 処理件数	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数
分限処分	降給				
	降任				
	休職				
	免職				
懲戒処分	戒告	2,533		688	1,845
	減給				
	停職				
	免職				
その他（転任など）					
合計		2,533		688	1,845



(2) 令和4年度審査の結果

令和4年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和4年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和3年度末 (R4.3.31) 継続件数	令和4年度中 苦情相談件数	令和4年度中 処理件数	令和4年度末 (R5.3.31) 継続件数
任用関係		4	4	
給与関係		1	1	
勤務条件・サービス関係	1	4	5	
厚生・福祉関係		1	1	
公平審査関係				
各種ハラスメント関係	1	7	8	
その他				
計	2	17	19	

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和4年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	2
事情を聴取し、助言	2
当局等との話し合いの勧奨	2
相談内容を当局に伝達	9
当局に調査の申し入れ	1
当局から調査結果の報告	2
相談者へ調査結果の伝達	1
その他	2
計	21

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和4年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和4年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、令和4年度はなかった。

## Ⅱ 職員団体事務

### 1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
4	R5.2.10	R5.2.10	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和5年2月10日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
33	R5.3.31	R5.4.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和5年4月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和5年4月1日現在)

機 関	職 員
本 庁	<p>議会事務局 知事部局(出納局を含む。)</p> <p>事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長</p> <p>部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 S S P 総括監 スポーツ総括監 産業DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザイン企画監 推進監 リーダー 副課長 副室長(行政経営室) 副センター長 秘書担当の企画主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事(人事課)</p> <p>教育委員会事務局 理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 総体2024総括監 課長 室長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 推進監 リーダー 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事(教職員課)</p> <p>選挙管理委員会事務局 書記長</p> <p>人事委員会事務局 事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事</p> <p>監査委員事務局 事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)</p> <p>労働委員会事務局 事務局長 課長 副課長</p> <p>海区漁業調整委員会事務局 事務局長</p>
現地機関	<p>首都圏事務所 所長</p> <p>消防学校 校長</p> <p>防災航空センター 所長</p> <p>自治修習所 所長</p> <p>公文書館 館長</p> <p>県税事務所 所長 副所長 総務課長</p> <p>佐賀空港事務所 所長 副所長</p> <p>博物館 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長</p> <p>九州陶磁文化館 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長</p> <p>名護屋城博物館 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長</p> <p>佐賀城本丸歴史館 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長</p> <p>図書館 館長 副館長</p> <p>環境センター 所長 副所長</p> <p>保健福祉事務所 所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長</p> <p>総合福祉センター 所長 副所長</p>

機 関		職 員	
	児童相談所	所長	
	地域生活リハビリセンター	所長	
	衛生薬業センター	所長 副所長 精度管理・企画情報課長	
	療育支援センター	所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）	
	九千部学園	園長 副園長 総務課長	
	虹の松原学園	園長 副園長 総務課長	
	精神保健福祉センター	所長	
	食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長	
	関西・中京事務所	所長	
	窯業技術センター	所長 副所長 総務課長	
	工業技術センター	所長 副所長	
	産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長	
	農林事務所	所長 センター長 副所長	
	農業技術防除センター	所長 副所長 専門技術部長	
	上場営農センター	所長 副所長	
	農業試験研究センター	本場	所長 副所長
		分場	分場長
	農業大学校	校長 副校長	
	果樹試験場	場長 副場長	
	茶業試験場	場長 副場長	
	畜産試験場	場長 副場長	
	家畜保健衛生所	所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）	
	水産振興センター	所長 副所長	
	高等水産講習所	所長	
	林業試験場	場長	
	土木事務所	所長 副所長	
	ダム管理事務所	所長 副所長	
	有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長	
	教育事務所	本所	所長 教育指導監 副所長（本務としての職に限る。） 管理主任 管理主事
		支所	支所長 管理主任
	教育センター	所長 副所長	
	県立学校	校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長	

備考

- 1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。

3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

### 3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		令和4年度 の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目 1番59号(県庁内)	執行委員長 片渕 浩敏	単位団体	1	S41. 10. 12 (S26. 5. 11)	R4. 4. 13 役員の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 永尾 実	〃	2	S41. 10. 12 (S26. 11. 26)	R4. 4. 13 役員の変更
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 井手 美保子	〃	3	S41. 10. 12 (S26. 10. 26)	R4. 4. 13 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	武雄市北方町大字 志久 2334 番地 1	執行委員長 佐志 健	〃	6	S49. 6. 26	R4. 4. 26 規約及び役 員の変更

(注) 登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

### 4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）に基づく申請及び変更届は、令和4年度中はなかった。

### Ⅲ 任用事務

#### 1 採用試験

##### (1) 令和4年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	〔特別枠〕 行政 教育行政  〔スポーツ特別枠〕 行政 教育行政	〔特別枠〕 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人  〔スポーツ特別枠〕 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人	3月1日～18日	4月5日～18日 テストセンター  ・教養試験 ・語学資格保有加点	5月9日～16日 庁内会議室 ・面接試験  〔3次試験〕 6月1日 ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア ・論文試験 6月1日～7日 庁内会議室 ・面接試験	6月17日
	行政 教育行政 警察事務 心理 土木 建築 化学 農政 畜産 農業土木 林業 水産 保健師	〔保健師〕 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人  〔その他の試験区分〕 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人  〔免許要件〕 保健師免許の取得者又は令和5年8月31日までに取得見込みの人	5月9日～25日	6月19日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	6月19日 佐賀大学 ・論文試験（1次試験日に実施） 7月14日～22日 庁内会議室 ・面接試験	8月5日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	民間企業等職務経験者 UJIターンプ 枠（行政、土木、農政）	昭和38年4月2日 から平成5年4月1日 までに生まれた人  県外に登記上の本店を置く民間企業等における職務経験が令和4年6月末日現在通算して5年以上ある人	〔行政〕 7月4日～8月19日  〔土木、農政〕 5月9日～25日	〔行政〕 アピールシートによる書類選考  〔土木、農政〕 6月19日 佐賀大学・ビジョンセンター 浜松町（東京都） ・専門試験	〔行政〕 10月8日、9日、10日 庁内会議室・ビジョンセンター 浜松町（東京都） ・面接試験  〔土木、農政〕 6月19日 佐賀大学・ビジョンセンター 浜松町（東京都） ・論文試験（1次試験日に実施） 7月9日 庁内会議室・ビジョンセンター 田町（東京都） ・面接試験  〔3次試験〕 〔行政〕 10月30日 庁内会議室・ビジョンセンター 浜松町（東京都） ・論文試験 11月5日、6日、12日 庁内会議室 ・面接試験  〔土木、農政〕 7月30日 庁内会議室 ・面接試験	〔行政〕 11月29日  〔土木、農政〕 8月19日
	民間企業等職務経験者 社会人経験枠 （行政、教育行政）	昭和46年4月2日 以降に生まれた人	7月4日～8月19日	アピールシートによる書類選考	10月1日 庁内会議室 ・面接試験 10月2日 庁内会議室 ・論文試験  〔3次試験〕 11月13日 庁内会議室 ・面接試験	11月29日



試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
短期大学卒業程度	生活指導員 臨床検査技師	平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人  〔臨床検査技師〕 臨床検査技師免許の取得者又は令和5年8月31日までに取得見込みの人	8月1日～19日	9月25日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10月14日 庁内会議室 ・論文試験  10月20日、21日 庁内会議室 ・面接試験	11月16日
	行政 教育行政 土木 農業 農業土木 林業	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人は除く	8月1日～19日	9月25日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（土木、農業、農業土木、林業）	10月14日 庁内会議室 ・作文試験  10月19日～21日 庁内会議室 ・面接試験	11月16日
高等学校卒業程度	任期付職員 (行政)	平成17年4月1日までに生まれた人	〔初回募集〕 9月5日～20日  〔追加募集〕 12月7日～22日	〔初回募集〕 10月23日 ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア ・教養試験  〔追加募集〕 令和5年1月8日 庁内会議室 ・教養試験	〔初回募集〕 10月23日 ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア ・作文試験（1次試験日に実施） 11月21日 庁内会議室 ・面接試験  〔追加募集〕 令和5年1月8日 庁内会議室 ・作文試験（1次試験日に実施） 1月19日 庁内会議室 ・面接試験	〔初回募集〕 12月7日  〔追加募集〕 令和5年1月27日

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和4年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大卒程 学業度	行政	30	291	185	60	59	30	6.2
	教育行政	7	46	31	14	13	7	4.4
	警察事務	1	18	12	5	5	3	4.0
	心理	2	9	7	6	5	2	3.5
	土木	11	24	19	14	12	11	1.7
	建築	1	6	2	2	2	1	2.0
	化学	1	5	3	3	3	1	3.0
	農政	12	29	21	21	18	13	1.6
	畜産	1	0	0	0	0	0	-
	農業土木	4	8	6	6	5	4	1.5
	林業	3	4	1	1	1	1	1.0
	水産	1	4	4	3	3	2	2.0
	保健師	7	16	16	14	14	7	2.3
	小計	81	460	307	149	140	82	3.7
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(行政))	38	323	323	152	116	38	8.5
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(土木))	2	0	0	0	0	0	-
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(農政))	2	8	5	4	4	2	2.5
	民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(行政))	2	96	96	10	7	4	24.0
	民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(教育行政))	3	58	58	12	12	3	19.3
	小計	47	485	482	178	139	47	10.3
	特別枠(行政)	48	547	520	206	170	48	10.8
	特別枠(教育行政)	4	45	43	17	17	4	10.8
	小計	52	592	563	223	187	52	10.8
	スポーツ特別枠(行政)	2	5	4	4	5	2	2.0
	スポーツ特別枠(教育行政)	1	1	1	1	4	1	1.0
	小計	3	6	5	5	9	3	1.7
	短卒程 大業度	生活指導員	10	5	4	2	1	1
臨床検査技師		2	3	2	2	2	1	2.0
小計		12	8	6	4	3	2	3.0
高卒程 校業度	行政	10	137	117	22	21	15	7.8
	教育行政	2	24	21	7	7	2	10.5
	土木	5	15	14	12	12	6	2.3
	農業	2	10	9	5	3	2	4.5
	農業土木	2	6	6	6	6	3	2.0
	林業	2	6	5	4	4	3	1.7
	小計	23	198	172	56	53	31	5.5
	任期付(行政)	15	25	15	14	11	9	1.7
	任期付(行政)追加募集	10	16	11	10	9	8	1.4
	小計	25	41	26	24	20	17	1.5
県職員合計		243	1,790	1,561	639	551	234	6.7

※スポーツ特別枠は複数志望制のため、1次試験については第1志望のみ、2次試験以降については第2志望を含む人数で集計。

(3) 採用試験の過去の実施状況（令和2～4年度）

試験区分	項目	令和2						令和3						令和4						備考	
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者		
大卒	行政	217	187	46	23	8.1	19	249	171	46	23	7.4	20	291	185	60	30	6.2	19	行政	
	教育行政	57	49	30	15	3.3	13	69	51	14	7	7.3	7	46	31	14	7	4.4	4	教育行政	
	警務	32	30	14	7	4.3	6	25	19	13	6	3.2	5	18	12	5	3	4.0	2	警務	
	心理	12	12	8	3	4.0	3	3	1	1	1	1.0	1	9	7	6	2	3.5	2	心理	
	電気	3	3	3	2	1.5	2	9	4	3	1	4.0	1							電気	
	機械							2	2	2	1	2.0	1							機械	
	総合土木	31	27	20	10	2.7	8													総合土木	
	土木							27	13	13	8	1.6	6	24	19	14	11	1.7	9	土木	
	建築	9	8	6	5	1.6	5							6	2	2	1	2.0	1	建築	
	化学	14	8	3	1	8.0	1	13	7	7	3	2.3	3	5	3	3	1	3.0	0	化学	
	農政	32	30	20	11	2.7	11	41	33	24	12	2.8	12	29	21	21	13	1.6	11	農政	
	畜産							4	3	3	1	3.0	1	0	0	0	0	-	0	畜産	
	農業土木							13	11	8	4	2.8	2	8	6	6	4	1.5	2	農業土木	
	林業	7	5	3	2	2.5	1	6	3	2	1	3.0	1	4	1	1	1	1.0	1	林業	
	水産	7	4	3	1	4.0	1	8	7	3	1	7.0	1	4	4	3	2	2.0	2	水産	
	保健師	18	17	10	6	2.8	6	19	15	11	8	1.9	8	16	16	14	7	2.3	7	保健師	
	管理栄養士	12	10	3	1	10.0	1													管理栄養士	
	少年補導職員							3	3	3	2	1.5	1							少年補導職員	
	小計		451	390	169	87	4.5	77	491	343	153	79	4.3	70	460	307	149	82	3.7	60	小計
	程度	民間企業経験者(UJIターン枠・行政)	363	363	104	27	13.4	24	426	426	119	29	14.7	23	323	323	152	38	8.5	32	民間企業経験者(UJIターン枠・行政)
民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木)		10	10	8	2	5.0	2													民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木)	
民間企業経験者(UJIターン枠・土木)								7	6	4	1	6.0	0	0	0	0	0	-	0	民間企業経験者(UJIターン枠・土木)	
民間企業経験者(UJIターン枠・建築)		8	6	4	1	6.0	1													民間企業経験者(UJIターン枠・建築)	
民間企業経験者(UJIターン枠・農政)		5	4	4	3	1.3	2	4	3	3	2	1.5	2	8	5	4	2	2.5	2	民間企業経験者(UJIターン枠・農政)	
民間企業経験者(社会人経験枠・行政)		107	107	16	4	26.8	4	116	116	8	2	58.0	1	96	96	10	4	24.0	3	民間企業経験者(社会人経験枠・行政)	
民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政)		50	50	13	3	16.7	3	48	48	13	3	16.0	3	58	58	12	3	19.3	3	民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政)	
小計		543	540	149	40	13.5	36	601	599	147	37	16.2	29	485	482	178	47	10.3	40	小計	
特別枠(行政)		490	437	180	44	9.9	28	475	450	156	36	12.5	24	547	520	206	48	10.8	25	特別枠(行政)	
特別枠(教育行政)		83	75	60	15	5.0	11	73	73	17	4	18.3	2	45	43	17	4	10.8	3	特別枠(教育行政)	
小計	573	512	240	59	8.7	39	548	523	173	40	13.1	26	592	563	223	52	10.8	28	小計		
スポーツ特別枠(行政)	6	6	6	2	3.0	2	3	3	3	2	1.5	2	5	4	4	2	2.0	2	スポーツ特別枠(行政)		
スポーツ特別枠(教育行政)	1	0	0	0	-	0	2	2	2	1	2.0	1	1	1	1	1	1.0	1	スポーツ特別枠(教育行政)		
小計	7	6	6	2	3.0	2	5	5	5	3	1.7	3	6	5	5	3	1.7	3	小計		
大卒合計	1,574	1,448	564	188	7.7	154	1,645	1,470	478	159	9.2	128	1,543	1,357	555	184	7.4	131	大卒合計		

年度 項目 試験区分	令和2						令和3						令和4						年度 備考	
	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者		
短大卒業程度	臨床検査技師	8	7	5	2	3.5	2	7	5	3	2	2.5	2	3	2	2	1	2.0	1	臨検
	生活指導員	11	8	5	4	2.0	4	10	9	5	5	1.8	2	5	4	2	1	4.0	1	生指
	<b>短大卒計</b>	<b>19</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>2.5</b>	<b>6</b>	<b>17</b>	<b>14</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>2.0</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>3.0</b>	<b>2</b>	<b>短卒計</b>
高校卒業程度	行政	110	82	26	10	8.2	7	104	93	24	10	9.3	8	137	117	22	15	7.8	11	行政
	教育行政	25	22	5	2	11.0	2	21	20	5	2	10.0	2	24	21	7	2	10.5	1	教育行政
	警察事務	67	60	16	7	8.6	5	51	45	12	5	9.0	4							警事
	電気	4	4	3	2	2.0	2	7	6	3	1	6.0	1							電気
	総合土木	30	26	14	7	3.7	5													総土
	土木							15	14	9	5	2.8	3	15	14	12	6	2.3	3	土木
	建築	8	8	5	3	2.7	3													建築
	農業	8	3	3	2	1.5	2	12	10	9	4	2.5	4	10	9	5	2	4.5	2	農業
	農業土木							9	7	7	4	1.8	4	6	6	6	3	2.0	3	農業土木
	林業	3	1	1	1	1.0	1	8	5	3	3	1.7	3	6	5	4	3	1.7	3	林業
	<b>小計</b>	<b>255</b>	<b>206</b>	<b>73</b>	<b>34</b>	<b>6.1</b>	<b>27</b>	<b>227</b>	<b>200</b>	<b>72</b>	<b>34</b>	<b>5.9</b>	<b>29</b>	<b>198</b>	<b>172</b>	<b>56</b>	<b>31</b>	<b>5.5</b>	<b>23</b>	<b>小計</b>
	任期付職員 (行政)							25	18	14	8	2.3	7	25	15	14	9	1.7	8	任期付行政
	任期付職員 (行政)追加募集													16	11	10	8	1.4	7	任期付追加
	<b>小計</b>							<b>25</b>	<b>18</b>	<b>14</b>	<b>8</b>	<b>2.3</b>	<b>7</b>	<b>41</b>	<b>26</b>	<b>24</b>	<b>17</b>	<b>1.5</b>	<b>15</b>	<b>小計</b>
<b>高卒計</b>	<b>255</b>	<b>206</b>	<b>73</b>	<b>34</b>	<b>6.1</b>	<b>27</b>	<b>252</b>	<b>218</b>	<b>86</b>	<b>42</b>	<b>5.2</b>	<b>36</b>	<b>239</b>	<b>198</b>	<b>80</b>	<b>48</b>	<b>4.1</b>	<b>38</b>	<b>高卒計</b>	
<b>県職員計</b>	<b>1,848</b>	<b>1,669</b>	<b>647</b>	<b>228</b>	<b>7.3</b>	<b>187</b>	<b>1,914</b>	<b>1,702</b>	<b>572</b>	<b>208</b>	<b>8.2</b>	<b>168</b>	<b>1,790</b>	<b>1,561</b>	<b>639</b>	<b>234</b>	<b>6.7</b>	<b>171</b>	<b>県計</b>	

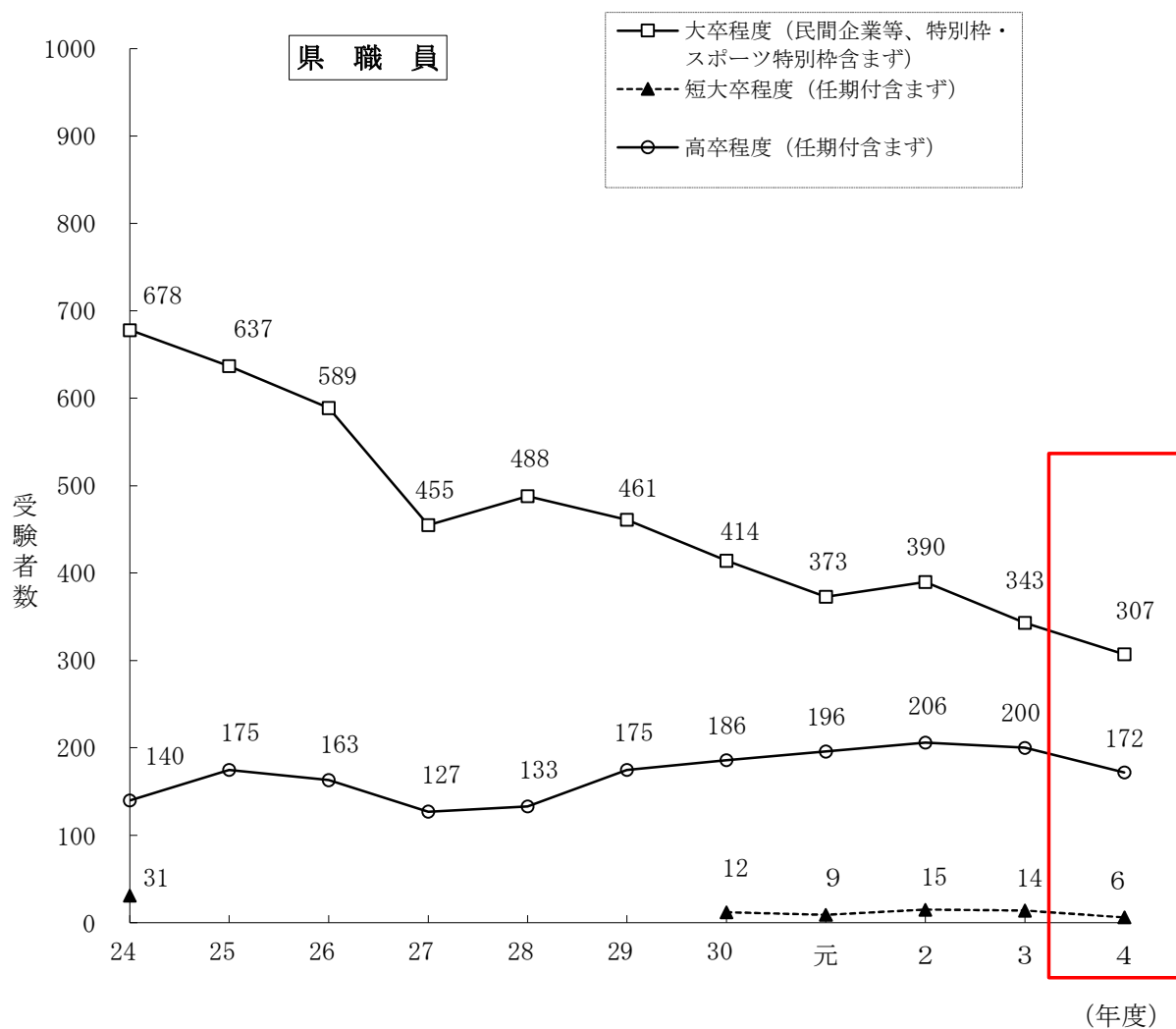
※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

※令和2年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、係長級と主事級の合算値

※令和3年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、主査と主事の合算値

(4) 受験者数の推移 (平成24～令和4年度)

(人)



## 2 採用選考

地方公務員法において職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。これを受け、佐賀県職員の任用に関する規則において、選考による採用を規定している。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

### ●特殊の免許、資格を必要とする職

#### 【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、  
歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

#### 【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

#### 【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

### ●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、  
学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪  
捜査官、財務捜査官

### ●障害者をもって充てる職

なお、令和4年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ( (2) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			9号			10号						
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級	2															2	0	0	2
副部長級	1															1	0	0	1
課長級	2													4		2	4	0	6
副課長級	1												1	1		2	1	0	3
係長級			1										28	4		28	4	1	33
主査級														1	1	0	1	1	2
主事級	2												36		1	38	0	1	39
警視級						2										0	0	2	2
警部級						3		2								0	0	5	5
警部補級						1										0	0	1	1
巡査部長級						3		1								0	0	4	4
巡査級																0	0	0	0
会計年度任用職員										1,080	135	63				1,080	135	63	1,278
合計	8	0	1	0	0	9	0	0	3	1,080	135	63	65	10	2	1,153	145	78	1,376

- ※1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 9号 会計年度任用職員としての採用 (学校、議会事務局、各委員会事務局を除く)
- 10号 競争試験によることが不適当な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和4年6月26日(日) 教養試験、論作文試験  
 申込者33名 受験者32名 第1次選考合格者20名

【2回目】

- ・第1次選考 令和4年10月23日(日) 教養試験、論作文試験  
 申込者16名 受験者14名 第1次選考合格者7名

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

※参考 第2次選考 (面接試験)

【1回目】 受験者20名 最終合格者6名

【2回目】 受験者7名 最終合格者3名

### 3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

### 4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

### 5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

#### (1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣 (条例 (※) 第 2 条第 1 項)				計
	1 号 [一般社団法人、 一般財団法人]	2 号 [一般地方独 立行政法人]	3 号 [政令指 定法人]	4 号 [その他 法人]	
団体数	5	1	7	4	17

#### (2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣 (条例 (※) 第 11 条第 1 項)		計
	1 号 [県出資 25%以上法人]	2 号 [県の事務と密接に関連した法人]	
法人数	0	0	0

※公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

### 6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。



## 7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
17	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
19	R5.3.3	R5.4.1	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
36	R5.3.31	R5.3.31 R5.4.1	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の規定により派遣される職員の派遣先となる団体について、名称の変更及び追加を行った。

## IV 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和4年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和4年10月11日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。

### 1 職員の給与等に関する報告（給与について）

#### (1) 職員の給与等

令和4年4月における在職者は12,434人である。これら職員の平均年齢は42.0歳、男女別構成は男性57.9%、女性42.1%、学歴別構成は大学卒83.5%、短大卒4.5%、高校卒11.9%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

#### 【行政職給料表適用職員の状況】

項 目		年 月	
		令和4年4月	(参考) 令和3年4月
職 員 数		3,563人	3,510人
平 均 年 齢		41.5歳	41.7歳
平均経験年数		19.2年	19.5年
学歴別構成比	大 学 卒	76.1 %	74.9 %
	短 大 卒	2.8 %	3.2 %
	高 校 卒	21.0 %	22.0 %
男女別構成比	男 性	65.9 %	67.4 %
	女 性	34.1 %	32.6 %

また、令和4年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	320,109 円	699 円	— 円	9,255 円	504 円	330,567 円
全職員	337,768 円	1,563 円	6,868 円	9,284 円	212 円	355,695 円

#### (2) 職員の給与と民間給与との比較

##### ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和4年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均834円（0.24%）下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
348,202 円	347,368 円	834円 (0.24%)

## イ 特別給

令和3年8月から令和4年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.40月分に相当している。

### (3) 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査（令和3年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.9となっており、令和2年の100.0から減少した。

### (4) 職員の給与の改定方針

#### ① 改定の基本方針

##### ア 月例給

令和4年4月時点で比較を行った結果、職員給与が民間給与を834円（0.24%）下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。月例給の改定に当たっては、民間における初任給の動向や人材確保の観点等を踏まえ、国の俸給表の改定内容を参考に、若年層について給料表の引上げ改定を行うこととする。

これらの改定は、令和4年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

## イ 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

このため、令和3年8月から令和4年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、人事院勧告等を踏まえ、勤勉手当に配分することとする。

#### ② 改定すべき事項

##### ア 給料表

###### (行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均0.3%引き上げることとする。引上げに当たっては、大卒程度試験に係る初任給について3,000円、高卒程度試験に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給に重点を置き、30歳台前半までの職員が在職する号給について改定を行うこととする。この結果、1級、2級及び3級の平均改定率はそれぞれ1.7%、1.3%及び0.3%となる。

###### (行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

なお、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表（招へい型）については、令和4年の給料表改定が若年層に重点を置いたものであることから改定を行わないこととする。

ただし、医療職給料表（一）については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から国の俸給表に準じた改定を行う。

## イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、令和3年8月から令和4年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月分とする。支給月数の引上げ分は令和4年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## (5) 給与制度における今後の課題について

### ア 今後の給与制度について

人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、給与制度についてアップデートを図っていくと言及した。

本県においては、平成27年以降、給与水準については本県民間給与の水準に合わせてきたところであるが、給料表の構造や給与制度については国に準拠することを基本としていることから、

- ・ 65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 令和6年に見直すこととされている地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直し

等、人事院で今後行われる給与制度のアップデートに関する検討状況を注視しつつ、本県の給与制度の在り方について検討を行っていく。

### イ 会計年度任用職員の給与制度について

会計年度任用職員の給与制度は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、常勤職員の例によることが適当と考える。しかし、特別給については勤勉手当が支給できない状況にあるため、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の在り方について検討する必要がある。

## (6) 給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本委員会では、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材

の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

令和4年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国						
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容			
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期	
23	10.24	△0.30 (△1,120)	△0.28 (△1,082)	12.1		勧告 どおり	9.30	△0.23 (△899)	△0.23	12.1		勧告 どおり	勧告と 異なる
24	10.12	△0.03 (△131)	— (—)	—	—	—	8.8	△0.07 (△273) 7.67 (28,610)	—	—	—	—	—
25	10.11	△0.08 (△286) 8.04 (27,413)	— (—)	—	—	—	8.8	0.02 (76) 7.78 (29,282)	—	—	—	—	—
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1		勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1		勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
28	10.11	△0.06 (△237)	△0.065 (△217)	12.1		勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
29	10.6	0.04 (151)	— (—)	—	—	—	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
30	10.10	0.12 (416)	0.14 (415)	4.1		勧告 どおり	8.10	0.16 (655)	0.2	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
元	10.8	0.03 (97)	0.03 (97)	4.1		勧告 どおり	8.7	0.09 (387)	0.1	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり
2	12.23	△0.01 (△43)	— (—)	—	—	—	10.28	△0.04 (△164)	—	—	—	—	—
3	10.15	△0.01 (△20)	— (—)	—	—	—	8.10	0.00 (△19)	—	—	—	—	—
4	10.11	0.24 (834)	0.24 (834)	4.1		勧告 どおり	8.8	0.23 (921)	0.3	4.1		勧告 どおり	勧告 どおり

(注) 平成 25 年度の県の公民較差及び平成 24 年度から平成 25 年度までの国の官民較差は上段が特例条例（法）による給与減額措置前、下段が特例条例（法）による減額措置後の職員給与によるもの。（平成 25 年度の県は、7 月からの特例条例による給与減額措置が 4 月に実施されたと仮定した場合のもの。）

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
全	人 12,430	人 12,394	人 12,424	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444	人 12,449	人 12,434
行政	3,350	3,335	3,368	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490	3,510	3,563
公安	1,615	1,622	1,643	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664	1,663	1,646
研究	162	158	159	155	156	158	165	164	159	159
医(一)	7	6	7	8	7	7	8	8	8	7
医(二)	198	196	193	189	180	176	180	185	178	228
医(三)	89	88	81	87	83	83	81	75	72	-
高校	2,343	2,328	2,327	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262	2,238	2,211
中・小	4,666	4,661	4,646	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596	4,621	4,620

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成比

(令和4年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	42.0	83.5%	4.5%	11.9%	0.0%	57.9%	42.1%
行政	41.5	76.1	2.8	21.0		65.9	34.1
公安	37.5	53.4	4.9	41.7	0.1	90.7	9.3
研究	42.5	96.9	2.5	0.6		83.6	16.4
医(一)	48.8	100.0				85.7	14.3
医(二)	42.1	89.9	10.1			34.6	65.4
高校	45.2	93.1	4.7	2.2		54.2	45.8
中・小	42.4	94.6	5.4			41.9	58.1

(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

### 3 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

#### （1）人材の確保・育成

##### ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の33%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

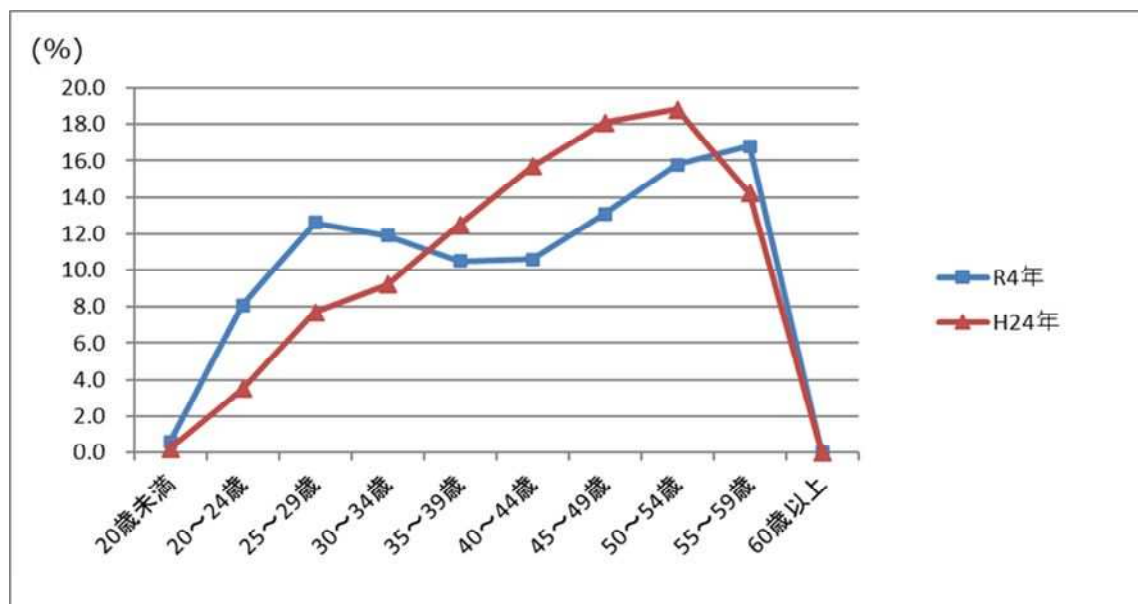
そのため、試験制度の多様化に加え、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に、技術系職種の合格倍率は、依然として低倍率で推移している。これは、受験者数の減少が大きな要因であることから、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

本県への受験意欲がより高まるよう、引き続き、職員採用サイトの充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）

構成比



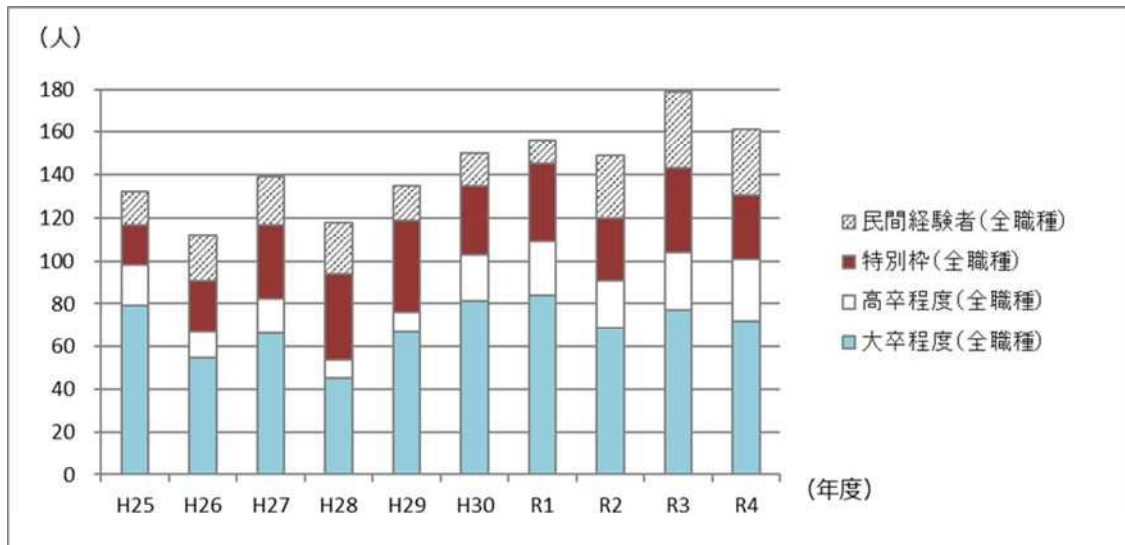


職員数

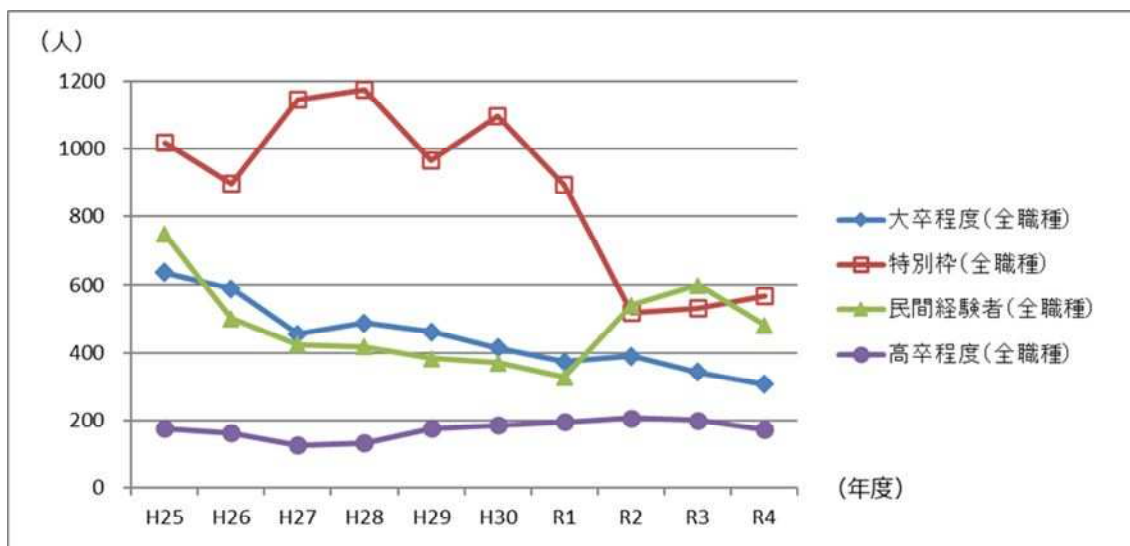
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成24年	32	450	992	1,183	1,598	2,013	2,322	2,409	1,827	2	12,828
令和4年	72	1,005	1,571	1,476	1,304	1,320	1,634	1,962	2,090	0	12,434

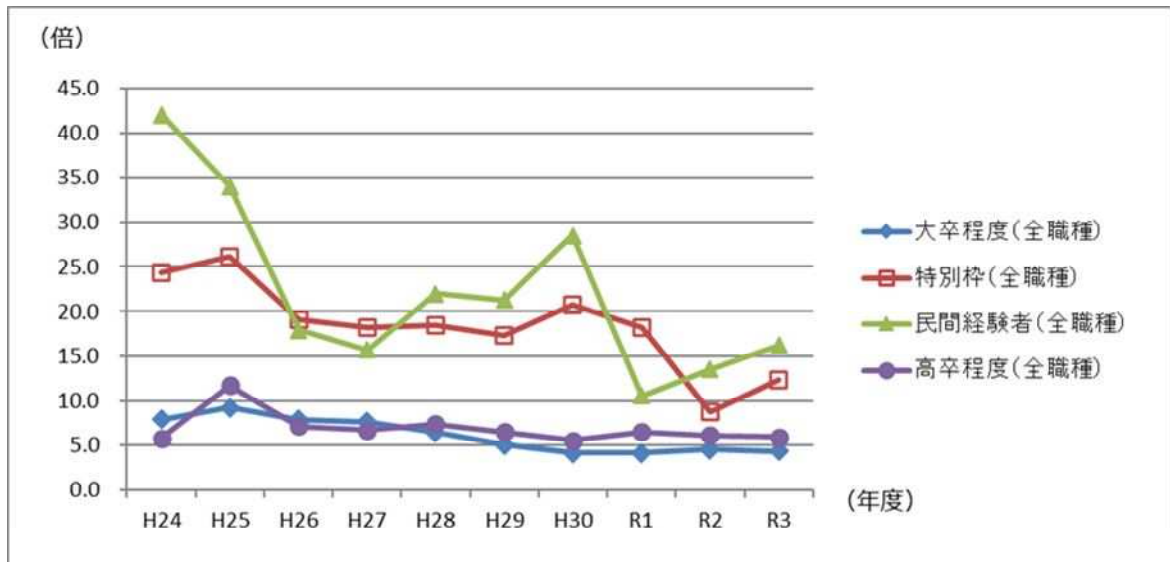
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



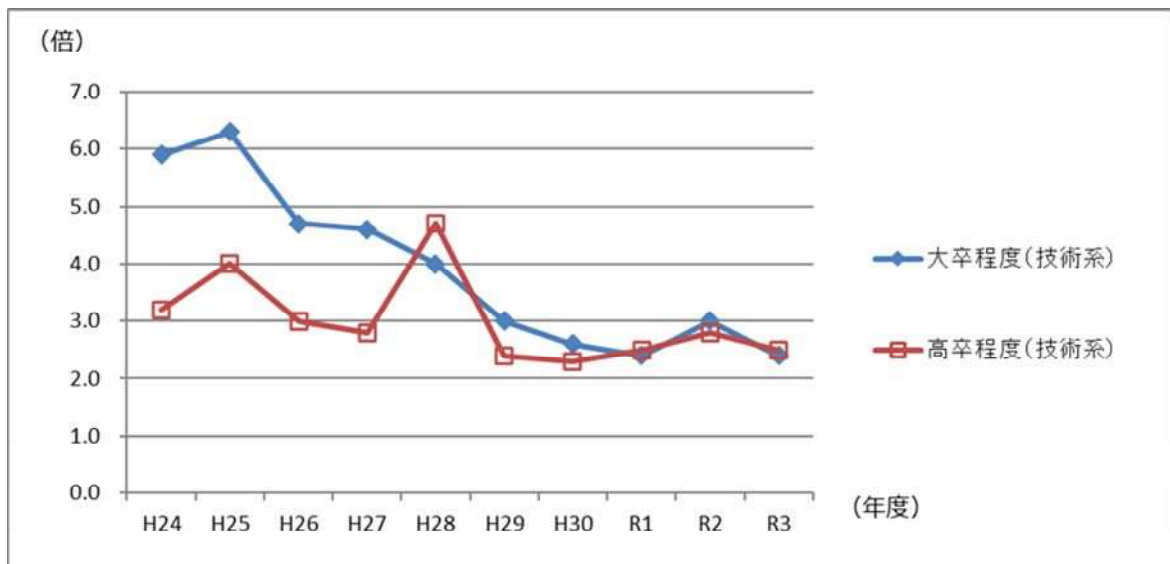
図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



図表5 技術系職種の合格倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、総合土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

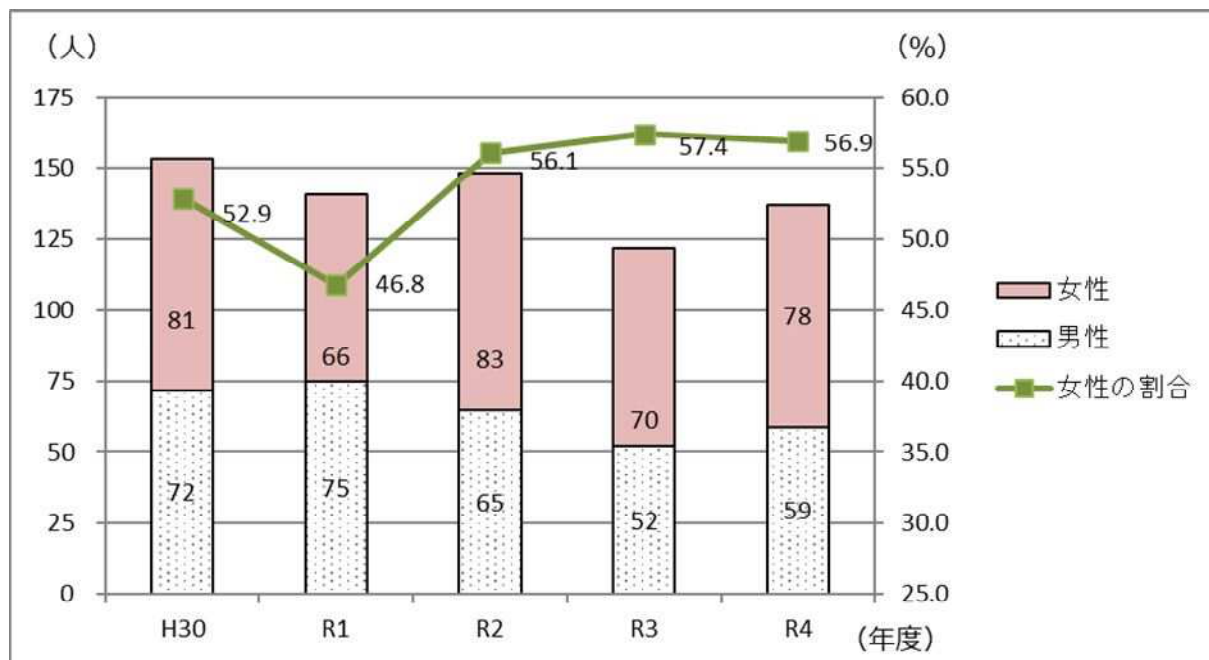
また、限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、人材の育成も重要である。

このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められている。

## イ 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、令和4年4月における職員に占める女性職員の割合は42.1%となっている。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合の推移

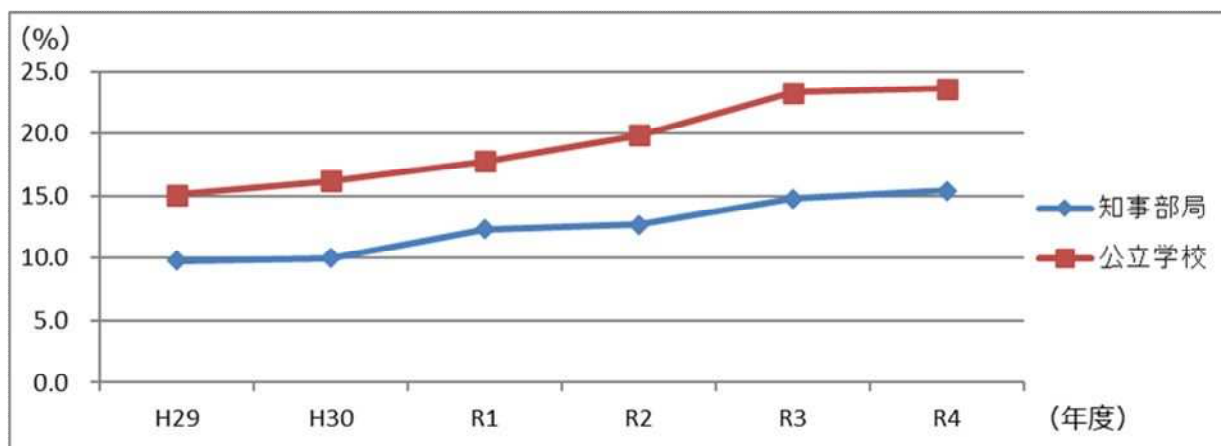


また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引き上げられ、現計画では、令和7年度までに知事部局は16%以上、教育委員会（公立学校）は25%以上と設定されている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会の開催、管理職研修における多様な職員のキャリア形成支援のスキル等の習得などに取り組みされており、令和4年4月現在の管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局は15.4%、教育委員会（公立学校）は23.6%と着実に上昇している。

今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

図表7 管理職に占める女性職員の割合の推移



## ウ 定年の引上げ

定年の引上げについては、令和4年の9月議会で「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、職員の定年が令和5年4月1日から段階的に65歳に引き上げられることとなった。

任命権者においては、今後、60歳以上の高齢期職員の職務の検討、翌年度に60歳に達する職員に対する情報提供・意思確認の実施等、制度の円滑な導入に向けて、本県の実情に沿った検討や取組を行うとともに、制度が完成するまで定年退職者が隔年しか生じないことから、優秀な人材を安定的に確保する観点に留意しながら新規採用者数の検討を行う必要がある。

## エ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

## (2) 勤務環境の整備

### ア 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

#### (ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

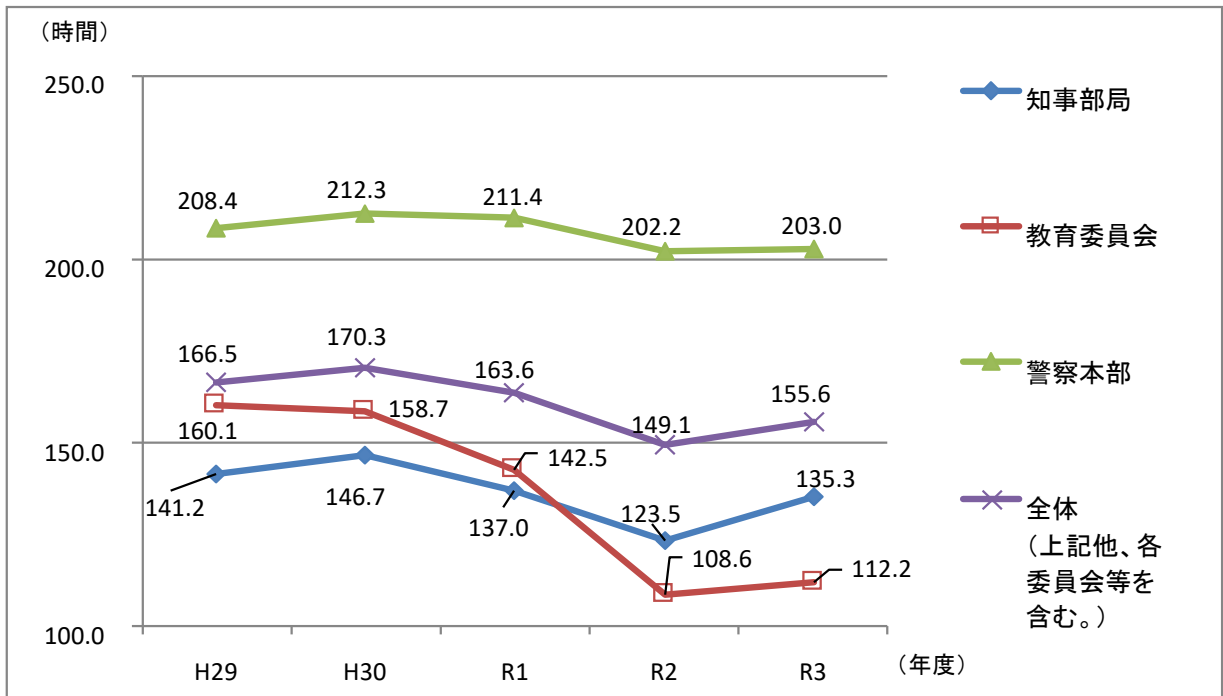
恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においても、時間外勤務等の縮減について、これまで様々な取組が講じられてきたところであり、平成31年4月からは、時間外勤務を命じる時間等に上限を定め、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

令和3年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、多くの所属において新型コロナウイルス感染症への対応等のため、例年とは異なる体制や対応を求められる中で業務を行わざるを得ず、全体では155.6時間（一昨年度149.1時間）と増加している（図表8参照）。

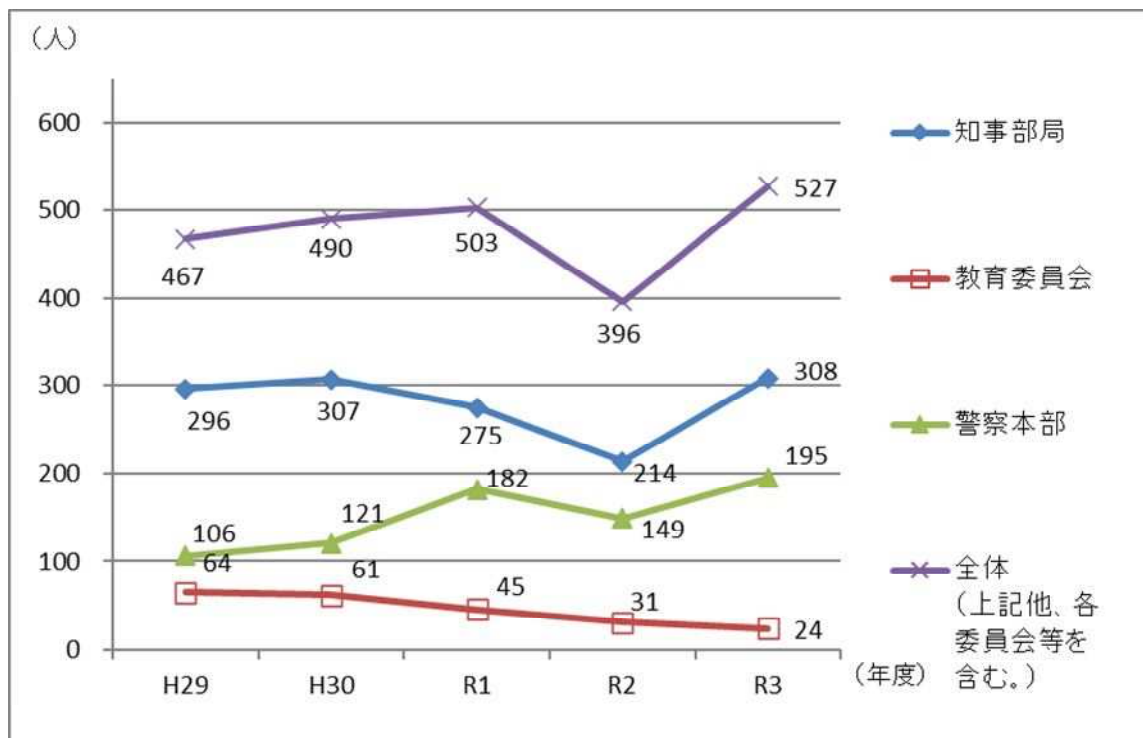
また、年間の時間外勤務等の時間数が360時間を超えた職員数は、知事部局、警察本部において令和2年度より増加しており、全体で令和2年度比33.1%（131人）増加している（図表9参照）。

図表 8 職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



※会計年度任用職員を除く(以下図表において同じ)

図表 9 年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員数の推移



さらに、令和 3 年度の大規模災害等業務以外の業務で時間外勤務等時間の上限を超えた職員数の状況を見ると、教育委員会では 5 人（令和 2 年度 7 人）、警察本部では 8 人（令和 2 年度 10 人）と減少しているものの、知事部局では 19 人（令和 2 年度 12 人）と増加している。

任命権者においては、条例及び人事委員会規則等に基づく適正な勤務時間の管理を行うため、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として、更なる業務の徹底した見直しや業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

学校現場では、教育職員の長時間勤務が常態化していることが指摘されており、県教育委員会においては、教育職員の時間外在校等時間の上限を規則で定め、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に従って、勤務時間の管理が行われている。また、各市町教育委員会においても、同様の措置が講じられ、勤務時間の管理が行われているところである。

このような中、教育職員の負担を軽減するため、会議や研修等の縮減や開催方法の見直し、長期休業中の学校閉庁日の設定など、学校現場における業務改善に取り組まれているところではあるが、令和3年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で414.0時間（小学校395.2時間、中学校507.4時間、県立学校365.7時間）となっており、小学校、中学校、県立学校ともに令和2年度を上回り、原則である1年について360時間の上限を超える状況となっている。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、国等の動向を注視しながら、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努める必要がある。また、現在実施している取組を検証し業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境を整備するなど、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

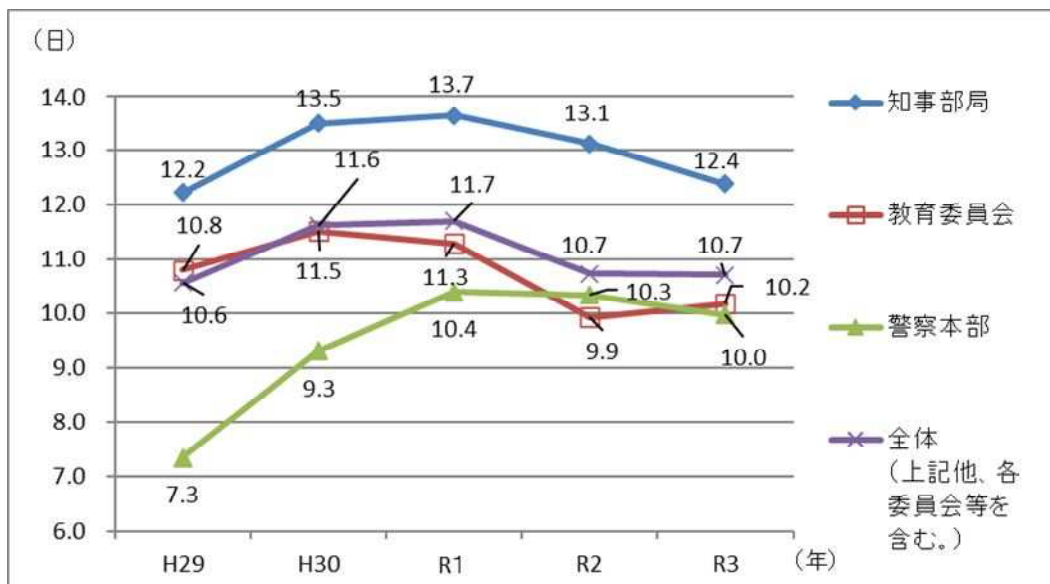
(ウ) 年次休暇の取得促進

特定事業主行動計画の取組目標として、知事部局及び県教育委員会は職員一人当たりの年次休暇の取得日数を年間平均14日以上、警察本部は年次休暇の月1日以上（年間14日以上）の取得を設定している。

任命権者においては、これまで大型連休や夏季、冬季における計画的な年次休暇の取得促進等に取り組んでいるものの、昨年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体で10.7日（令和2年10.7日）と取得日数は増えておらず、目標は達成されていない（図表10参照）。

職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせ合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表10 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



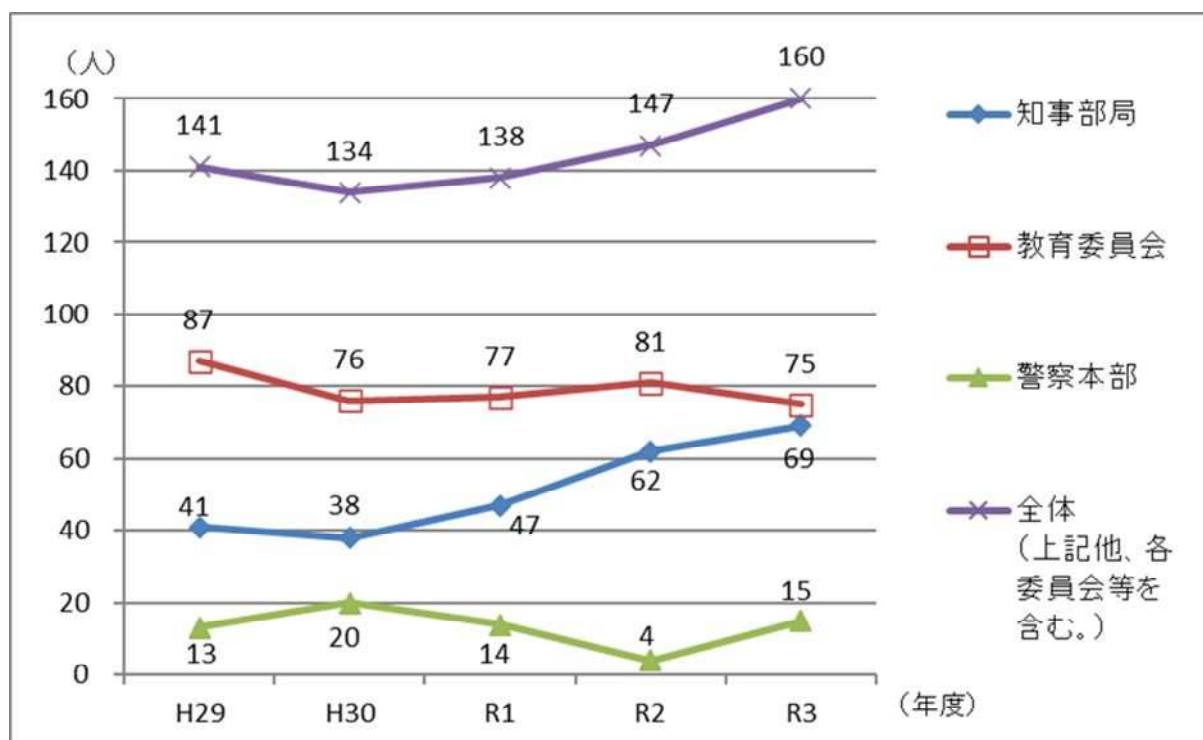
## イ 一般職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

しかしながら、令和3年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は全体で160人と一昨年度に比べ13人増加している（図表11参照）。

職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者は、引き続き、ストレスチェックをすべての職員が受検するよう勧奨を行い、職員が早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいく必要がある。

図表11 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにし、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

特に、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策といった緊急時対応の場合、昼夜を問わず、多くの職員が平時と異なる業務に従事し、職員自身が疲労を意識しないまま体調不良に陥ることもあるため、平時以上に職員の心身の状態に十分配慮する必要がある。

## ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進してい

くことが重要である。

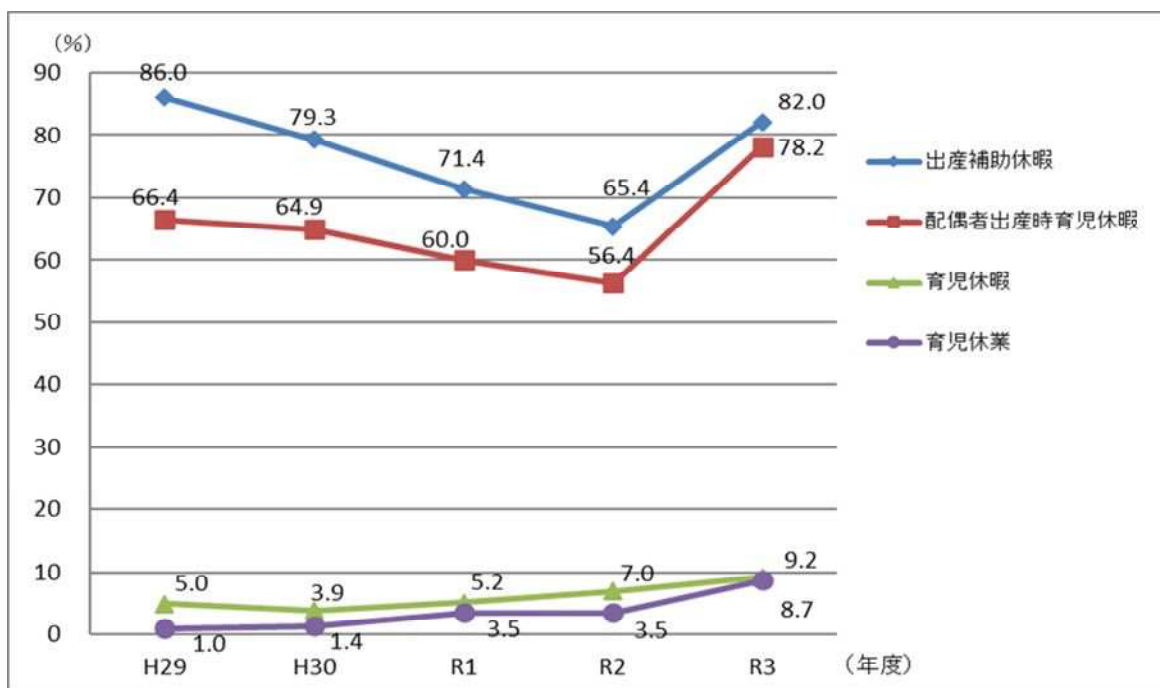
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

しかしながら、男性職員の育児休暇や育児休業の取得率については、それぞれ 9.2%（令和 2 年度 7.0%）、8.7%（令和 2 年度 3.5%）と増加傾向にあるものの依然として低い水準にとどまっている（図表 12 参照）。

また、出産補助休暇については、知事部局の取得率が 94.0%、警察本部で 100.0%、配偶者出産時育児休業については、知事部局の取得率が 100.0%、警察本部で 97.6%であるのに対し、教育委員会においては、それぞれ 65.8%と 56.9%と低い状況が続いている。

任命権者においては、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

図表 12 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



さらに、多様で弾力的な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものであり、これに関しても、国や他の都道府県の状況等を参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

#### エ ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、カスタマーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、ハラスメントを受けた職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。



任命権者においては、すべての職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、相談窓口の利用を促進し、ハラスメントに関する相談があった際には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、当該事実が確認できた場合においては、ハラスメントを行った職員に対して速やかに必要な啓発を行うとともに、被害を受けた職員に対する配慮のための措置を行うなど、良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

### (3) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

#### 4 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正を行った。

##### （１）規則の制定又は改正

規則番号	公布年月日	施行 (適用年月日)	規則名	概要
18	R4.9.30	R4.10.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	○期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いについて、国に準じて、所要の改正を行った。
21	R4.11.30	R4.11.30	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	○令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、成績率上限の改正を行った。
23	R4.12.27	R4.12.27 (R4.4.1)	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されたことに伴い、昇格時給対応表及び降格時給対応表の改正を行った。
1	R5.1.6	R5.1.10	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○R5.1.11付け知事部局の職の改廃に伴い、管理職手当を支給する職について所要の改正を行った。
2	R5.2.10	R5.2.10	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○R5.2.10付け知事部局の職の新設に伴い、管理職手当を支給する職について所要の改正を行った。
3	R5.2.10	R5.2.10	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	○R5.2.10付け知事部局の職の新設に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける職員について所要の改正を行った。
5	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の規定を新設するため、規則の制定を行った。
7	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
8	R5.3.3	R5.4.1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
9	R5.3.3	R5.4.1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
10	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
11	R5.3.3	R5.4.1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
12	R5.3.3	R5.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
13	R5.3.3	R5.4.1	農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
14	R5.3.3	R5.4.1	特勤勤務手当等支給規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
15	R5.3.3	R5.4.1	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
16	R5.3.3	R5.4.1	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
18	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
20	R5.3.3	R5.4.1	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
21	R5.3.3	R5.4.1	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
27	R5.3.3	R5.4.1	令和3年改正給与条例 附則第7条の規定による 給料に関する規則の 一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の 改正を行った。
28	R5.3.3	R5.4.1	令和3年改正給与条例 附則第6条の規定による 給料に関する規則の 一部を改正する規則	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の 改正を行った。
29	R5.3.3	R5.4.1	平成26年改正県職員 給与条例附則第7条又は 平成26年改正学校 職員給与条例附則第5 条の規定による給料に 関する規則を廃止する 規則	○当該規定の効力が消失したことに伴 い、規則の廃止を行った。
30	R5.3.28	R5.4.1	佐賀県職員特殊勤務手 当支給規則の一部を改 正する規則	○警務作業手当を支給する作業のうち、 看守勤務作業及び身辺警護等作業の支 給額を改めるとともに、銃器犯罪操作作 業の支給対象となる作業の追加を行っ た。
31	R5.3.31	R5.4.1	佐賀県職員の管理職手 当の支給に関する規則 の一部を改正する規則	○R5.4.1付け組織改正等に伴い、管 理職手当を支給する職について所要の 改正を行った。
32	R5.3.31	R5.4.1	期末手当及び勤勉手当 に関する規則の一部を 改正する規則	○R5.4.1付け組織改正等、佐賀県職 員給与条例及び佐賀県公立学校職員給 与条例の一部改正に伴い、所要の改正を 行った。
34	R5.3.31	R5.4.1	地域手当に関する規則 の一部を改正する規則	○R5.4.1付けで勤務地が神奈川県川 崎市になる職員がいることに伴い、地域 手当の支給地域の追加を行った。
35	R5.3.31	R5.4.1	佐賀県職員の初任給、 昇格、昇給等の基準に 関する規則の一部を改 正する規則	○R5.4.1付け組織改正等に伴い、級 別基準職務の改正を行った。

## (2) 運用通知の制定又は改正

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委第687号	R4.9.30	R4.10.1	期末勤勉手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正（令和4年規則第18号）に伴い、所要の改正を行った。
人委第883号	R4.11.30	R4.11.30	期末勤勉手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	○令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの総額を算出する際に用いる支給割合の改正を行った。
人委第1090号の2	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則の運用について	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の規定を新設するため、規則の制定を行った。
人委第1090号の3	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
人委第1090号の4	R5.3.3	R5.4.1	単身赴任手当の運用についての一部改正について	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
人委第1090号の5	R5.3.3	R5.4.1	「単身赴任手当の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置について	○定年引上げ制度の導入に伴い、経過措置規定を新設するため、通知の制定を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1090号 の6	R5.3.3	R5.4.1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	○定年引上げ制度の導入に伴い、所要の改正を行っ た。
人委第 1090号 の7	R5.3.3	R5.4.1	「期末手当及び 勤勉手当の運用 についての一部 改正について」の 施行に伴う経過 措置について	○定年引上げ制度の導入に伴い、経過措置規定を新 設するため、通知の制定を行った。
人委第 1294号 の2	R5.3.31	R5.4.1	期末勤勉手当及 び勤勉手当の運 用についての一 部改正について	○令和5年6月期の勤勉手当の支給割合の改正に 伴い、職員の区分ごとの総額を算出する際に用いる 支給割合の改正を行った。

## 5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

（単位：人）

条 項 部 局			初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
			第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条
知事部局							
教育委員会	教育委員会事務局		1				
	学 校	教育職員	県立学校				
			中学校				
			小学校				
			義務教育学校				
	一般職員						
警察本部	警察官						2
	一般職員						7
計			1				9

（注 1） 第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の承認

（注 2） 各種委員会は知事部局に含む。

## V 職員の勤務条件関係事務

### 1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

#### (1) 事業場の区分

ア佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)	警察学校	



労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域生活リハビリ課を除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所	教育委員会事務局 教育事務所	警察本部(自動車整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和4年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	1				1
36協定届	23	50	1		74
断続的な宿直又は日直の許可					
監視・断続的労働従事者の適用除外許可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告					
有機溶剤中毒予防規則の一部除外認定			2		2

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和4年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

ア 調査実施期間

令和4年6月～令和5年1月

イ 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	18	16	6	1	41

ウ 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

エ 調査結果

宿直勤務中に本来業務に従事した時間に対する時間外勤務手当の不支給、時間外勤務の上限時間の超過、産業医の職場内定期巡視の未実施、月1回以上の衛生委員会の未実施、ねずみ、昆虫等の調査の未実施、有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」という。）第19条に基づく作業主任者の未選任、有機則第20条に基づく局所排気装置の定期自主点検の未実施、有機則第25条に基づく有機溶剤の区分の色分け等の未表示、特定化学物質障害予防規則（以下、「特化則」という。）

第 27 条に基づく作業主任者の未選任、特化則第 30 条の規定に基づく局所排気装置の定期自主点検の未実施、特化則第 38 条の 3 に基づく注意事項等の未掲示、特化則 38 条の 21 に基づく濃度測定の実施、特化則第 39 条に基づく特定化学物質健康診断の実施、特化則第 43 条に基づく呼吸用保護具の不備、特化則第 44 条に基づく不浸透性の保護手袋の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

## 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表（１）、（２）及び（３）のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

### （１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
19	R4.9.30	R4.10.1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	<p>○非常勤職員が子の 1 歳以上の期間における育児休業の請求をする場合の請求期限について、2 週間前と短縮する取扱いは、当該子の 1 歳に達する日又は 1 歳 6 箇月到達日までに請求する場合とすることとした。</p> <p>○非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 箇月到達日又は 2 歳に達する日とする要件として、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合について、育休条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とすることとした。</p> <p>○育休条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情は、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当することとした。</p>
20	R4.9.30	R4.10.1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○配偶者出産時育児休暇について、対象期間を出産の日以後 1 年を経過する日までに拡大することとした。
22	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	○育児休業をすることができる非常勤職員について、引用条例の号ズレに対応するもの
23	R5.3.3	R5.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	○再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。
26	R5.3.3	R5.4.1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。

### （２）告示の制定又は改正等

なし

(3) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委1090号の8	R5.3.3	R5.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（通知）の一部を改正する通知	○再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。
人委1090号の9	R5.3.3	R5.4.1	「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定	○暫定再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び旧法再任用職員について、経過措置としてそれぞれみなし規定を定めることとした。

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正

規則番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
25	R5.3.3	R5.4.1	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	○再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。

(2) 運用通知の制定又は改正  
なし

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和4年度はなかった。

## VI 公平委員会の受託事務関係

### 1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和5年3月31日現在で7市10町22一部事務組合2広域連合（計41団体）である。

### 2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和4年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び令和5年3月31日現在係属している事案はない。

### 3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和4年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和5年3月31日現在係属している事案はない。

### 4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和4年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

#### (1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度中 受付件数	令和4年度中 処理件数	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数
任用関係		1	1	
給与関係				
勤務条件・服務関係				
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		2	2	
その他				
計		3	3	

#### (2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和4年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	1
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	2
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	1
相談者へ調査結果の伝達	
その他	
計	4

## 5 職員団体事務

### (1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和4年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
17	R4.6.17	R4.6.17	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

### (2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R4年度の登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 安川 直樹	102	S43.4.13	R4.8.16 役員の変更
鹿島市職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 松尾 博雅	106	S42.6.13	R4.8.10 役員の変更
太良町職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 松本 清孝	108	S43.3.29	R4.9.8 役員の変更
自治労武雄市職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 水町 貴司	110	S61.11.11	R4.9.20 役員の変更
自治労基山町職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 酒井 孝行	111	S62.9.11	R4.12.7 役員の変更
多久市職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 川内丸 宜秀	115	H5.11.25	R4.11.1 役員の変更
小城市職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 高塚 誠	117	H17.4.7	
みやき町職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 平野 浩一	118	H17.8.25	R4.10.20 役員の変更 R4.12.27 規約及び役員の変更
白石町職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 山口 裕之	120	H17.12.7	R4.9.9 役員の変更



## 佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail [jinjii@pref.saga.lg.jp](mailto:jinjii@pref.saga.lg.jp)